

## 国道で特殊車両・過積載車両の指導・取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

秋田河川国道事務所では、警察署の協力を得て、特殊車両の指導・取締を定期的  
に実施しております。

この指導・取締は、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のため必要な措置を命じることを目的としています。

今回、これらの特殊車両について適正な運行がなされるように、下記地区において指導・取締を下記のとおり実施します。

## 記

	日 時	指導・取締実施場所
国道46号	平成29年 9月12日(火) 14:00~16:00	仙岩情報ステーション駐車帯 (仙北市田沢湖字生保内地内)
国道7号	平成29年 9月19日(火) 14:00~16:00	秋田防災ステーション (秋田市新屋地内)
国道7号	平成29年 9月22日(金) 14:00~16:00	もしもしピット駐車帯 (由利本荘市芦川字押木地内)

## ※留意事項

天候等の事情により中止となる場合があります。(中止の場合、改めてのお知らせはいたしません。)

取締予定の報道解禁は、各箇所毎、取締日の16時以降とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所  
〒010-0951 秋田市山王一丁目10-29

(全路線) 道路管理第一課長：川目 <sup>かわめ</sup>正勝 (TEL: 018-823-4167(代表) 内線431)

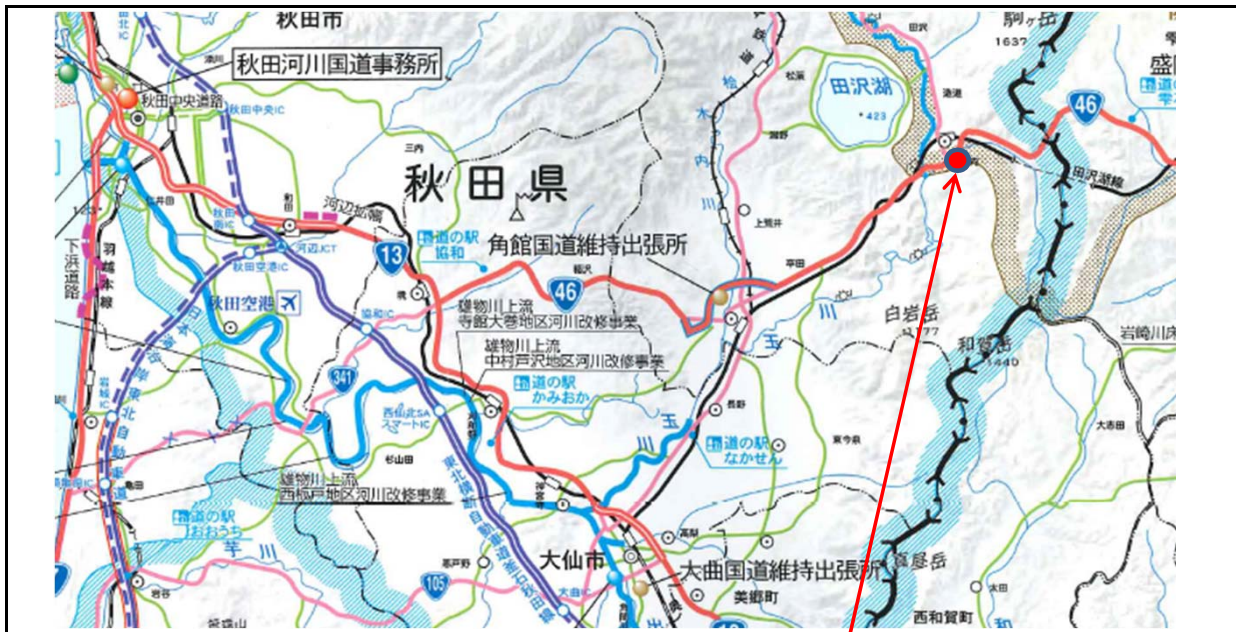
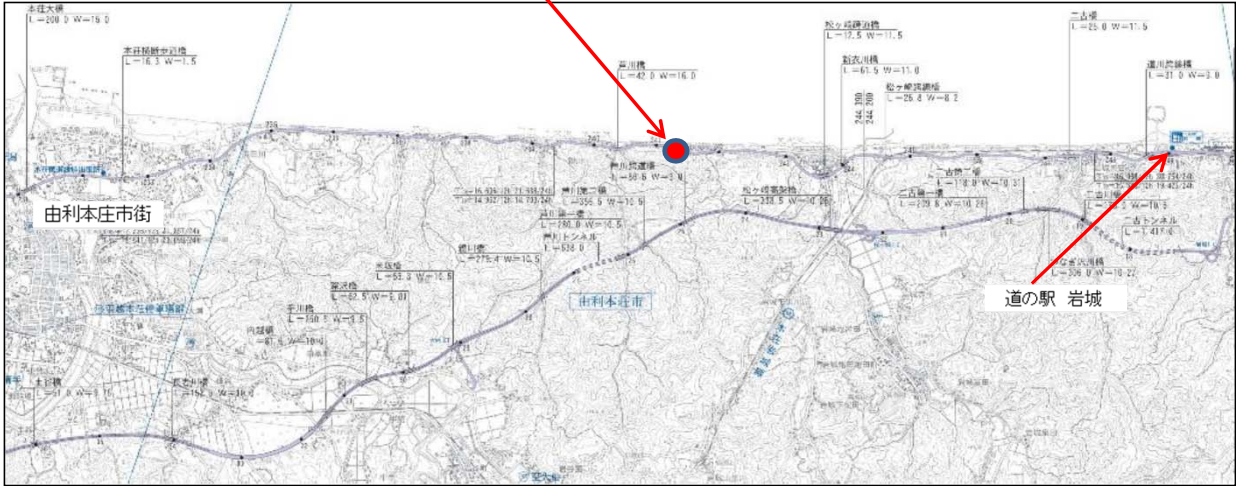
(国道7号(もしもしピット)) 本荘国道維持出張所長：菅原 <sup>すがわら</sup>弘信 <sup>ひろのぶ</sup> (TEL: 0184-22-8558)

(国道7号(秋田防災ステ)) 秋田国道維持出張所長：本川 <sup>もとかわ</sup>国博 <sup>くにひろ</sup> (TEL: 018-862-2276)

(国道46号(仙岩情報ステ)) 角館国道維持出張所長：才川 <sup>さいかわ</sup>厚生 <sup>こうせい</sup> (TEL: 0187-54-3181)

# 現地指導・取締位置図

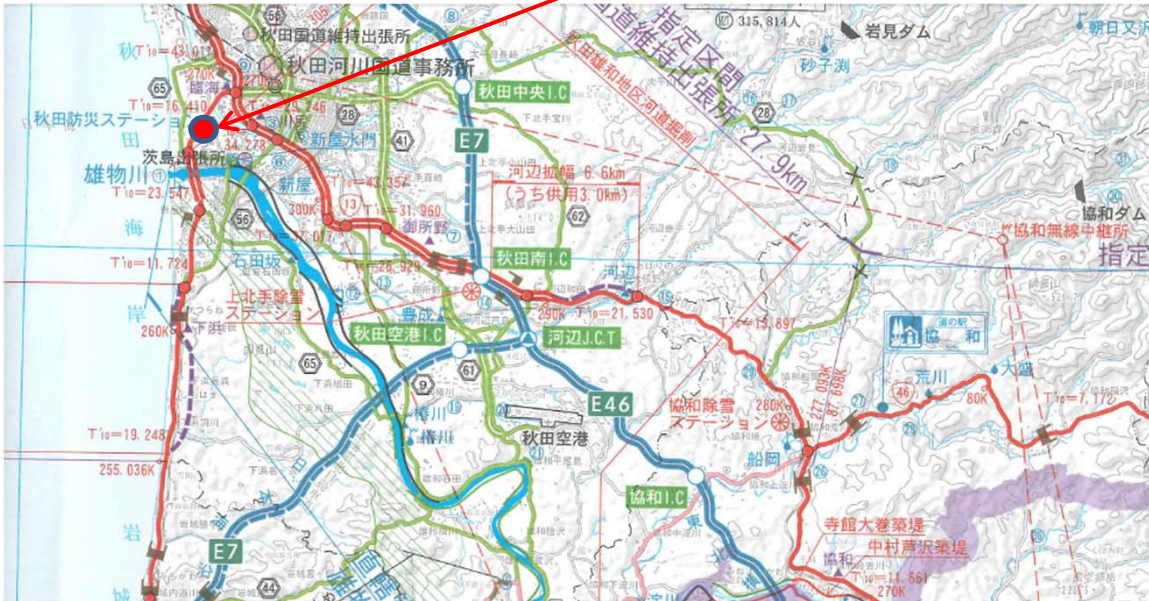
○平成29年9月22日(金)  
国道7号 もしもしピット駐車帯  
(由利本庄市芦川字押木地内)



○平成29年9月12日(火)  
国道46号 仙岩情報ステーション駐車帯  
(仙北市田沢湖字生保内地内)

## 現地指導・取締位置図

○平成29年9月19日(火)  
国道7号 秋田防災ステーション  
(秋田市新屋地内)



## 【事例】

### 秋田県内での特車車両による事故

#### ○事故概要

- ・平成25年7月26日 8:50発生(日本海沿岸東北自動車道 秋田県由利本荘市葛法地内)
- ・酒田市方向(上り)へ走行中荷台が振られ単独で横転したもの。
- ・約3時間にわたり日本海沿岸東北自動車道の全面通行止めを実施。

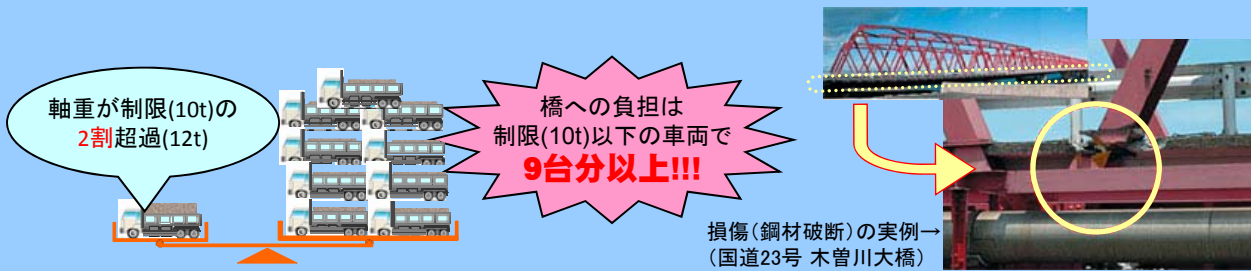


特車は一旦事故を起こすと重大事故につながります。

# 違反者の名称や違反内容を公表します

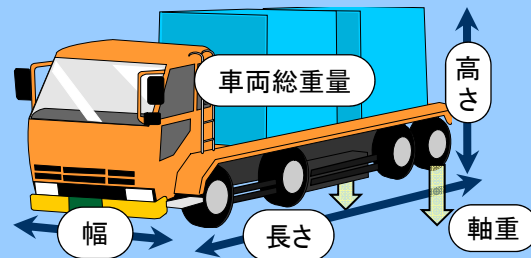
「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

## 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



## 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で <b>12m</b> ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で <b>2.5m</b>
高さ	積載状態で <b>3.8m</b> (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で <b>20t</b> (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 <b>10t</b>



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## 「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
  - ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
  - ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
  - ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。  
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

### 【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。  
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第104条第1項)